

## 第2号議案

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の  
教育環境整備方針の改訂について

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針を  
次のように改訂する。

平成21年8月21日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

- 1 大阪府立枚岡樟風高等学校のほか、大阪府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を設置する高等学校は、大阪府立千里青雲高等学校、大阪府立芦間高等学校及び大阪府立久米田高等学校とする。
- 2 大阪府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室設置校の通学区域を定める。

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 七 府立学校の課程、専攻科及び別科の設廃に関する事。
- 八 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに入学者の選抜方針に関する事。
- 二十三 前各号に準ずる事項に関する事。

# 大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針

## 1 基本的考え方

大阪府教育委員会は、大阪府学校教育審議会より、「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」答申を受けた（平成 17 年 8 月 12 日）。この答申を踏まえ、今後、府立高等学校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく。

整備に当たっては、これまで実施してきた「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）と、その趣旨を活かした方式（共生推進校）で行うものとする。

## 2 実施方式

### （1）自立支援推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式

- ① 高等学校が設置している学科に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置する。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

### （2）共生推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」の趣旨を活かした方式

- ① 高等学校と支援学校が協力し、支援学校の生徒が日々、高等学校に通い、高等学校の教育を受ける研究を行う。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ③ 高等学校と支援学校の教職員が協働して生徒の教育に当たる。

## 3 実施校

自立支援推進校、共生推進校の実施校は、別紙のとおりとする。

## 4 入学者選抜方針

自立支援推進校の入学者選抜方針及び共生推進校に係る支援学校の入学者選抜方針は、別に定める。

平成 21 年 8 月 21 日 改訂

## 大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針 に基づく実施校について

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針に基づき整備する「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）、並びにその趣旨を活かした方式（共生推進校）の実施校について、以下に定める。

### （１）自立支援推進校

校名	学 科	所 在 地	通 学 区 域
府立園芸高等学校	農業に関する学科	池田市	府内全域
府立阿武野高等学校	普通科	高槻市	1 区
府立柴島高等学校	総合学科	大阪市東淀川区	府内全域
府立枚方なぎさ高等学校	普通科総合選択制	枚方市	2 区
府立八尾翠翔高等学校	普通科総合選択制	八尾市	3 区
府立西成高等学校	普通科総合選択制	大阪市西成区	3 区
府立松原高等学校	総合学科	松原市	府内全域
府立堺東高等学校	総合学科	堺市	府内全域
府立貝塚高等学校	総合学科	貝塚市	府内全域

### （２）共生推進校（大阪府立たまがわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校名	学 科	所 在 地	通 学 区 域
府立千里青雲高等学校	総合学科	豊中市	府内全域
府立芦間高等学校	総合学科	守口市	府内全域
府立枚岡樟風高等学校	総合学科	東大阪市	府内全域
府立久米田高等学校	普通科	岸和田市	4 区

平成 21 年 8 月 21 日改訂